

金融検査評定制度の試行に関する Q&A

<目次>

【評定制度について】

- (問1) 金融検査評定制度導入の趣旨は何ですか。また、導入により従来の金融検査から何が変わるのですか。
- (問2) 評定制度の施行時期等今後のスケジュールを教えてください。
- (問3) 試行期間中の評定結果はどのように取扱われるのですか。また、選択的な行政対応に反映されるのですか。
- (問4) 評定結果を選択的な行政対応にどのように反映させるのですか。
- (問5) C 評価となった場合、監督上の業務改善命令等に直接結びつくのですか。
- (問6) B 評価は改善をする必要がないということですか。
- (問7) 評定制度においては、内部管理態勢面に評価の重点を置くこととなっていますが、具体的にはどのように検証するのですか。
- (問8) 金融機関によって「規模・特性」が異なっていると考えられますが、評価をするに当たりどのように勘案されるのですか。
- (問9) 評定の対象としない場合とは、どのような場合ですか。
- (問10) なぜ立入検査開始時に被検査金融機関に自己評価を求めるのですか。
- (問11) 評定結果が立入終了後に変更されることはあるのですか。
- (問12) 評定結果は公表するのですか。

【評定段階の定義について】

- (問13) 各評定段階について、具体的な判断基準はあるのですか。
- (問14) A 評価と B 評価の具体的な違いは何ですか。
- (問15) B 評価と C 評価の具体的な違いは何ですか。

- (問16) B 評価以上が合格、C 評価以下が不合格といった理解でよいのですか。
- (問17) C 評価と D 評価の具体的な違いは何ですか。
- (問18) 評価段階の定義に「強固な」あるいは「十分な」態勢が構築されているとありますが、どの程度のレベルであれば強固あるいは十分と言えるのですか。
- (問19) 評価段階の定義に「経営陣により構築されている」とありますが、具体的にどのような場合ですか。
- (問20) 評価段階の定義に用いられている「弱点」とは、何を指すのですか。具体的な不備事例(事象)のことですか。
- (問21) 評価段階の定義にある「軽微な弱点で影響は小さい」、「軽微な弱点で影響は重大ではない」、「軽微ではない弱点で影響が認められる」のレベルとはどの程度を指すのですか。
- (問22) B評価とC評価における「弱点」の健全性等への影響度については、「重大ではない」場合と「影響が認められる」場合とに区分されているだけで、影響度の大小は問題とされていませんが、影響度を勘案しないのですか。
- (問23) B評価について、「今後なされることが期待できる。」とありますが、どのような場合に「期待できる」と判断するのですか。
- (問24) 「既に自主的に適切な対応がなされている、または今後なされることが期待できる」ことが確認できなければ、B 評価とならないのですか。

【評価項目の評価について】

- (問25) 内部管理態勢として必ずしも十分とは言えないが、事故や苦情、損失など、具体的な問題事象も認められない場合、どのような評価となるのですか。
- (問26) 評価における着眼点(例)において、評価上のプラス要素とする項目がいくつか挙げられていますが、評価する際にどのように反映されるのですか。
- (問27) 要管理先の判定における貸出条件緩和債権の認定について、自己査定と検査結果の差が大きかった場合、どの評価項目で評価するのですか。
- (問28) 投資信託や保険の販売に係る法令等、顧客保護に関する法令に係る違反事例が認められた場合、どの評価項目で評価するのですか。
- (問29) 本人確認や疑わしい取引の届出に関して、法令違反等の事例が認められた場合、どの評価項目で評価するのですか。

- (問30) 前回検査指摘事項への対応状況は、評定を付す上でどのように勘案されるのですか。
- (問31) 内部監査の機能発揮状況については、評定を付す上でどのように勘案されるのですか。
- (問32) 法令等遵守態勢を評価する上でのポイントは何ですか。
- (問33) 法令等遵守態勢を評価する上で、規模・特性は勘案しないのですか。
- (問34) 顧客保護等管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。
- (問35) リスク管理態勢(共通)を評価する上でのポイントは何ですか。
- (問36) 自己資本管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。
- (問37) 信用リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。
- (問38) 資産査定管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。
- (問39) 市場関連リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。
- (問40) 流動性リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。
- (問41) オペレーショナル・リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

<本 編>

【評定制度について】

(問1) 金融検査評定制度導入の趣旨は何ですか。また、導入により従来の金融検査から何が変わるのですか。

(答)

1. 金融検査評定制度(以下、「評定制度」という。)の趣旨は、まず、金融検査の結果について、段階評価を示すことで、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けとして頂くとともに、金融機関と検査官の双方向の議論を充実させることにあります。また、その後の選択的行政対応に結びつけることで、動機付けの意味合いを高め、より効率的かつ実効的な検査の実施にもつながり、さらに、金融行政の透明性を高め、金融機関にとっての予見可能性の向上に資することを期待するものです。
2. 上記の趣旨を踏まえれば、今般の評定制度の導入に伴って金融検査の本質が変化するわけではなく、あくまでも従来どおり金融検査マニュアルに則った検査を行った上で、その結果に対して段階評価を行うというプロセスが加わっただけであるをご理解下さい。

(問2) 評定制度の施行時期等今後のスケジュールを教えてください。

(答)

1. 評定制度については、昨年7月に公表したスケジュール通り、本年1月以降に予告を行った(無予告の場合は、立入を開始した)検査より試行を開始しているところです。また、昨年7月に公表したスケジュールにおいては、「平成18検査事務年度以降、速やかに施行に移すこととする」とされているところです。
2. 試行期間中、金融庁及び財務局等においては、評定に係るデータやノウハウの蓄積に努めるとともに、検査官の目線を統一していくための研修等を引き続き行うこととしています。また、評定制度が金融機関側のインセンティブを向上させるための制度として機能するためには、金融機関側においても相応の準備を要すると思われれます。
3. このように、検査当局、金融機関のいずれにおいても、施行に向けての諸準備に一定の期間が必要と考えており、施行の時期については、こうした準備作

業の状況を踏まえ、決定したいと考えています。

(問3) 試行期間中の評価結果はどのように取扱われるのですか。
また、選択的な行政対応に反映されるのですか。

(答)

1. 試行期間中の評価結果は、検査結果通知の一部として通知されることとなります。しかしながら、その評価結果は、選択的な行政対応を行う上で判断材料とはしないこととしています。
2. なお、選択的な行政対応に反映されるのは、施行後に予告を行った(無予告の場合は、立入を開始した)検査の評価結果からとなります。

(問4) 評価結果を選択的な行政対応にどのように反映させるのですか。

(答)

1. 検査は、金融機関の規模や業務運営の状況等を勘案し、必要に応じて、適時適切に実施するものです。その際、評価結果も、その後の検査の濃淡に反映させていくものと考えています。
評価制度研究会報告書(平成17年5月25日 評価制度研究会)においては、例えば検査頻度については、
 - ① 個別項目において、低評価項目がない場合(例えば、AとB評価しかなく、C以下の評価がない場合)は、平均よりも長い検査周期とする。
 - ② 個別評価において、低評価項目が少ない場合(例えば、A、B、C評価しかなく、かつ、C評価も2つ以下にとどまる場合)は、平均的な検査周期とする。
 - ③ 上記以外の場合は、平均より短い検査周期とする。と例示されています。
2. また、検査範囲等についても、前回検査で高い評価を受け、その後の監督部局のモニタリング等においても問題が認められない項目については、次回検査において検証範囲から除くというように、評価結果を検証範囲に反映させることが考えられるとされています。
さらに検査深度についても、例えば、自己査定に関連する内部管理態勢について、高い評価結果が得られた場合に、自己査定の検証における抽出率を低下させる等、前回検査で評価の高い項目については、検証深度を限定的なものとし、低い項目については深く掘り下げるというように、評価結果を検査深

度に反映させることも考えられるとされています。

3. いずれにしても、具体的な基準については、試行期間の検査結果等を踏まえ、決定することとなります。

(問5) C 評価となった場合、監督上の業務改善命令等に直接結びつくのですか。

(答)

1. 監督部局は、検査結果を踏まえて、被検査金融機関に対して、銀行法(以下「法」という。)第 24 条等に基づき、検査結果通知において指摘された事項の事実確認、発生原因分析、改善・対応策等に係る報告書の提出を求め、十分なヒアリングを行っています。
2. その上で、改善に一定の期間を要すると認められた場合には、法第 24 条等に基づき定期的に報告を求めています。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該金融機関の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められるなどの場合には、法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出しています。
3. 今回の評定制度における評定結果は、検査結果を踏まえて、監督部局が法に基づき行っている上記の対応を拘束する性格を有しておらず、C 評価が直接業務改善命令に結びつくものではありません。

(問6) B 評価は改善をする必要がないということですか。

(答)

評定段階の定義によれば、B 評価は軽微な弱点はあるものの十分な管理態勢と認められる場合となりますが、軽微な弱点がある、つまり何らかの改善すべき点があるということには違いはないため、「改善」は必要と考えます。また、B 評価では、この点について、金融機関の経営陣による自主的に適切な対応が期待できる等ということであり、いずれにしても、改善をする必要があることはいうまでもありません。

(問7) 評定制度においては、内部管理態勢面に評価の重点を置くこととなっておりますが、具体的にはどのように検証するのですか。

(答)

1. 評定基準の目線については、プロセス・チェックを基本とする金融検査マニ

ユアルの考え方に則り、内部管理態勢面に評価の重点を置くものとし、結果としてどの程度の事故・損失等が発生しているかは副次的な判断要素にとどめるものとする旨、評定制度研究会報告書で述べられています。

2. このため、個別事案の取扱いの適切性のみに着目するのではなく、経営陣自身として何処にリスクがあるのかを認識し、そのコントロールに向けてどのような管理体制を構築しているか、また、こうしたリスクのコントロールに向けての管理体制がどのように運用されているのか、さらにどのようなモニタリング活動を行っているのか、といった内部統制上のそれぞれの要素にポイントを置いて、内部管理態勢を検証・評価していくこととなります。

(問8) 金融機関によって「規模・特性」が異なっていると考えられますが、評価をするにあたり、どのように勘案されるのですか。

(答)

1. 例えば、主要行と信金・信組といった業態によって、あるいは同一の業態内であっても金融機関ごとに、規模・特性は異なるものであり、評定制度研究会報告書においても、金融機関ごとの規模や特性を踏まえ、機械的・画一的な判断に陥らぬよう求められています。
2. したがって、例えば、市場リスク関係では取扱業務の内容やボリュームによって、求められるリスク管理体制が異なることに留意する必要があるように、単にリスク管理のための人員や組織面のみをもって評価するのではなく、各金融機関のリスク・リターン特性を踏まえて、これに見合った実効的な管理態勢が経営陣により構築されているか否かを評価することとなります。

(問9) 評定の対象としない場合とは、どのような場合ですか。

(答)

1. 評定の対象としない場合には、例えば、部分検査のように立入当初から対象としない場合や、立入開始後の検証等により、内部管理態勢を評価するような業務量やリスク量ではないことが明らかになった場合などが想定されます。
2. いずれにしても、主任検査官が立入開始前に(無予告の場合は、立入開始後、速やかに)被検査金融機関に対して、重要事項の一つとして評定対象項目の説明を行うとともに、その後評定対象項目を変更する場合にはその旨を説明することとなります。

(問10) なぜ立入検査開始時に被検査金融機関に自己評価を求めるのですか。

(答)

現在行っている評価制度の試行においては、検査の始めに金融機関の自己評価をお聞きすることとしています。これは、内部管理態勢がどの水準にあるかを自ら評価することにより、今後改善すべき点は何か、どのように改善を図っていくべきかといった経営上の課題を経営陣において改めて把握していただくとともに、実際に検査を受ける際に、評価の目線に関する双方向の議論が有意義に行えると考えているためです。

(問11) 評価結果が立入終了後に変更されることはあるのですか。

(答)

検査基本指針にもあるとおり、エグジット・ミーティングは、その時点での主任検査官と被検査金融機関との間の認識の一致及び相違を確認するものであり、検査部局としての最終的な見解は検査結果通知により示されることとなります。なお、仮にエグジット・ミーティング後に評価結果に変更が生じる場合には、被検査金融機関に対してその旨を伝え、十分な意見交換を行うなどの手続きを行うこととなります。

(問12) 評価結果は公表するのですか。

(答)

評価結果は、検査結果通知の一部として、被検査金融機関に通知されることとなります。したがって、評価結果は検査結果そのものであることから、対外的に公表することはありません。

【評価段階の定義について】

(問13) 各評価段階について、具体的な判断基準はあるのですか。

(答)

1. いかなる評価を付すかについては、金融検査マニュアルに基づいて検証した結果を、評価段階の定義に照らし合わせて判断することに尽きるところであり、これ以上の判断基準はありません。
2. なお、判断の要素としては、各評価段階の定義にあるとおり、各評価項目に係る内部管理態勢の弱点の有無や経営への影響度等が挙げられます。

(問14) A評価とB評価の具体的な違いは何ですか。

(答)

1. A評価とB評価の違いは、内部管理態勢の弱点の経営への影響度や当該評価項目に係る経営管理や内部監査の機能発揮状況の違いです。
2. まず、内部管理態勢の弱点の経営への影響度が小さいと認められない場合は、B評価以下となります。
3. また、内部管理態勢の弱点の経営への影響度が小さいと認められる場合であっても、当該評価項目に係る経営管理や内部監査が有効に機能している場合はA評価となりますが、有効に機能していない場合にはB評価となります。

(問15) B評価とC評価の具体的な違いは何ですか。

(答)

1. B評価とC評価の違いは、内部管理態勢の弱点の経営への影響度や当該弱点に対する対応状況の違いです。
2. まず、内部管理態勢の弱点が軽微でなく、経営への影響が認められる場合は、C評価となります。
3. また、内部管理態勢の弱点が軽微で、経営への影響度が重大ではないと認められる場合であって、既に自主的な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる場合はB評価となり、当該弱点に対し自主的な対応が期待できない場合はC評価となります。

(問16) B評価以上が合格、C評価以下が不合格といった理解でよいのですか。

(答)

1. 評価は4段階(A評価～D評価)であり、この中で合格・不合格といった区分はありません。
2. ただし、各評価段階の定義にあるように、B評価は軽微な弱点はあるものの十分な管理態勢と認められる場合、C評価は管理態勢が不十分で改善の必要が認められる場合であり、両者の間には、現状の管理態勢が十分か否かの

違いがあると言えます。

(問17) C評価とD評価の具体的な違いは何ですか。

(答)

1. C評価とD評価の違いは、内部管理態勢の弱点の経営への影響度の違いです。
2. 内部管理態勢の弱点の経営への影響が金融機関の存続を脅かすような問題の発生につながるようなものであれば、D評価となり、そのような影響が認められない場合はC評価となります。

(問18) 評定段階の定義に「強固な」あるいは「十分な」態勢が構築されているとありますが、どの程度のレベルであれば強固あるいは十分と言えるのですか。

(答)

1. 各評定項目に係る評定段階の定義においては、A評価は強固な内部管理態勢が構築されている状態、B評価は十分な内部管理態勢が構築されている状態であるとしています。
2. 「強固な」あるいは「十分な」態勢の水準感を具体的に示すことは困難ですが、
 - ・ A評価とは、内部管理態勢の弱点の経営への影響度が小さいと認められる場合、当該評定項目に係る経営管理や内部監査が有効に機能している場合
 - ・ B評価とは、内部管理態勢の弱点の経営への影響度が小さいと認められるが、当該評定項目に係る経営管理や内部監査が有効に機能していない場合、もしくは内部管理態勢の弱点の経営への影響度が重大ではないと認められる場合、当該弱点に対し既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる場合を指します。

(問19) 評定段階の定義に「経営陣により構築されている」とありますが、具体的にどのような場合ですか。

(答)

評定上ガバナンスを重視する趣旨であり、経営陣が、明確な問題意識をもって管理態勢を整備し、その機能が十分に発揮されるように適切な関与を行っている状態にあることを意味しています。

(問20) 評定段階の定義に用いられている「弱点」とは、何を指すのですか。具体的な不備事例(事象)のことですか。

(答)

評定段階の定義にある弱点とは、具体的な不備事例(事象)のことではなく、各評定項目に係る内部管理態勢の問題点を指します。

(問21) 評定段階の定義にある「軽微な弱点で影響は小さい」、「軽微な弱点で影響は重大ではない」、「軽微ではない弱点で影響が認められる」のレベルとはどの程度を指すのですか。

(答)

1. 「軽微な弱点で影響は小さい」弱点とは、監督当局として留意の必要がないと考えられるレベルの弱点、つまり、金融機関の自主的な改善に委ねても支障のないレベルの弱点を指します。
2. 「軽微な弱点で影響は重大ではない」弱点とは、軽微ではあるが監督当局として留意する必要がある弱点であり、「今後対応がなされることが期待できない」場合には、当局による継続的なフォローアップが必要となるレベルの弱点を指します。
3. 「軽微ではない弱点で影響が認められる」弱点とは、金融機関の対応状況の如何にかかわらず、当局による継続的なフォローアップが必要となるレベルの弱点を指します。

(問22) B評価とC評価における「弱点」の健全性等への影響度については、「重大ではない」場合と「影響が認められる」場合とに区分されているだけで、影響度の大小は問題とされていませんが、影響度を勘案しないのですか。

(答)

1. 「重大ではない」と「影響が認められる」とは、弱点の経営への影響度の違いを示したものであり、業務の適切性や健全性にはっきりとした悪影響があるか否かにより判断することとなります。
2. また、経営への影響が「重大ではない」弱点は、監督当局による留意は必要となるものの、まずは金融機関の経営陣による対応を期待するレベルのものであるのに対し、経営への「影響が認められる」弱点は、金融機関の対応状況の如何にかかわらず、当局による継続的なフォローアップが必要となるレベル

のものです。

(問23) B評価について、「今後なされることが期待できる。」とありますが、どのような場合に「期待できる」と判断するのですか。

(答)

「今後適切な対応が期待できる」か否かの判断は、当該金融機関の経営陣により対応が約束されることのみでは十分でなく、その約束が確実に履行されると判断できる具体的な事実の裏付けが必要です。こうした裏付けの一例として、前回当局検査指摘事項や内部監査による指摘事項等に対し適切な対応がなされ、改善されている場合が考えられます。

(問24) 「既に自主的に適切な対応がなされている、または今後なされることが期待できる」ことが確認できなければ、B評価とならないのですか。

(答)

経営に重大な影響を及ぼすものではない軽微な弱点がある場合であっても、「既に自主的に適切な対応がなされている、または今後なされることが期待できる」ことが確認できない場合は、C評価となります。

【評定項目の評価について】

(問25) 内部管理態勢として必ずしも十分とは言えないが、事故や苦情、損失など、具体的な問題事象も認められない場合、どのような評価となるのですか。

(答)

1. 評定制度研究会報告書においては、各項目の評定に際しては、各金融機関の規模や特性を踏まえ、機械的・画一的な判断に陥らないように留意すべきであり、特に、オフサイト・モニタリング等を通じて得た、各金融機関のリスク・リターン特性を踏まえ、これに見合った実効的な管理態勢が経営陣により構築されているか否かを評価することが肝要である旨、また、評定基準の目線については、プロセス・チェックを基本とする金融検査マニュアルの考え方に則り、管理態勢面に評価の重点を置くものとし、結果としてどの程度の事故・損失等が生じているかは副次的な判断要素にとどめるものとする旨が述べられています。
2. したがって、検査においては、具体的な問題事象が認められないとしても、被検査金融機関のリスク・リターン特性を踏まえ、実効的な管理態勢となって

いるかどうかを分析することとなります。

3.

こうした分析の結果、内部管理態勢として必ずしも十分機能していると認められないのであれば、具体的な問題事象が認められないとしても、内部管理態勢の弱点の経営への影響度に応じて、BまたはC評価になるものと考えます。

(問26) 「評価における着眼点(例)」において、評価上のプラス要素とする項目がいくつか挙げられていますが、評価する際にどのように反映されるのですか。

(答)

1. 自己資本管理態勢、信用リスク管理態勢及び資産査定管理態勢に係る評価における着眼点において、具体的に評価上プラス要素とする項目が明示されています。これらについては、単に取り組んでいることのみをもって評価するのではなく、取組みの結果、内部管理態勢面に現れている効果をプラス要素として、他のプラス要素やマイナス要素と合わせて総合評価されるものです。
2. 例えば、リレーションシップバンキング機能の強化を図っており、現に信用リスク管理に効果が認められる場合や、統合リスク管理を行っており、経営に取り込んで、戦略的判断のコア要素として機能している場合などが挙げられます。
3. なお、着眼点であげたプラス要素は、あくまでもプラス評価として活用するものであり、取り組んでいないこと、また、十分な効果を上げていないことをもって、マイナスの評価となるものではありません。

(問27) 要管理先の判定における貸出条件緩和債権の認定について、自己査定と検査結果の差が大きかった場合、どの評価項目で評価するのですか。

(答)

1. 要管理先の判定における貸出条件緩和債権の認定については、開示額等の乖離の原因について、自己査定が正確に行われていないことに起因している場合には、資産査定管理態勢上の弱点として評価することとなります。
2. 他方、リスク管理債権等の隠蔽、あるいは、過小開示を目的として、意図的

に貸出条件緩和債権を減らしている場合や、前回の当局検査において、開示判定基準の不備を指摘しているにもかかわらず、今回検査においても依然として不備が改善されていないなど、法令等を遵守するための体制の整備・確立状況に問題が認められる場合には、法令等遵守態勢上の弱点としても評価することとなります。

(問28) 投資信託や保険の販売に係る法令等、顧客保護に関する法令に係る違反事例が認められた場合、どの評価項目で評価するのですか。

(答)

1. 投資信託や保険の販売に係る法令等、顧客保護に関する法令に係る違反事例が認められた場合については、当該法令違反に至った原因を分析し、態勢上の弱点が顧客保護に係る事務リスク管理態勢上の弱点であれば、顧客保護等管理態勢で評価することとなります。
2. 他方、態勢上の問題点が、収益を優先するあまり、コンプライアンスを軽視するような企業風土となっている、あるいは、顧客保護等に係る法令違反の他にも法令違反が認められる場合など、金融機関の法令等遵守体制の整備・確立状況等に係る問題であれば、法令等遵守態勢上の弱点としても評価することとなります。

(問29) 本人確認や疑わしい取引の届出に関して、法令違反等の事例が認められた場合、どの評価項目で評価するのですか。

(答)

1. 本人確認や疑わしい取引の届出に関して、法令違反等の事例が認められた場合についても、当該法令違反の発生原因を分析し、態勢上の弱点が、営業店における事務過誤など本人確認や疑わしい取引の届出に係る事務処理手続きに起因するものであれば、顧客保護等管理態勢の項目で評価することとなります。
2. また、態勢上の問題点が、本部統括部門によるマニュアル未作成や不十分な周知徹底など、金融機関の法令等遵守体制が機能しているか否かのチェック体制の整備状況に係る問題であれば、法令等遵守態勢の項目として評価することとなります。
3. なお、管理態勢面の弱点が、両方の側面から認められる場合は、それぞれの側面において評価することとなります。

(問30) 前回検査指摘事項への対応状況は、評定を付す上でどのように勘案されるのですか。

(答)

1. 前回検査指摘事項への対応状況については、B 評価の判断材料の 1 つである「今後自主的に適切な対応が期待できる」点を判断する際の重要な要素となります。
2. すなわち、各カテゴリーにおける前回検査の指摘事項のうち重要なものについて、合理的な理由もないまま、経営陣が実効性ある改善策の策定・実行に取り組んでおらず、未だに指摘事項が改善されていない場合には、内部管理態勢としては不十分と考えられます。したがって、こうした状況においては軽微な弱点で経営に与える影響は重大でないものであっても、その弱点を改善するための適切な対応が期待できないので、C 評価となります。
3. 一方、重要な指摘事項が改善されている場合には、今回検査において、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではない新たな管理態勢面の弱点が認められたとしても、今後、自主的に適切な対応がなされると判断することもあると考えています。なお、この判断には、他のカテゴリーにおける前回検査指摘事項に対する改善状況を踏まえて行われる場合もあります。

(問31) 内部監査の機能発揮状況については、評定を付す上でどのように勘案されるのですか。

(答)

有効な内部監査は、各金融機関の法令等遵守態勢やリスク管理態勢などの内部統制の質を知る上で有用なものであり、また、将来に渡ってその管理の適切性を確保できるか否かを判断する重要な要素であると考えます。したがって、評定を付す上で、内部監査が有効に機能している場合には、各評定段階の管理態勢の判断やB評価における「既に自主的に適切な対応がなされている、又は、今後なされることが期待できる」の判断などにおいて大きくプラスに働くものと考えられます。

(問32) 法令等遵守態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

法令等遵守態勢については、コンプライアンスを実現するために、取締役会等

や監査役会等に求められている役割や各金融機関で定めた「法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準」等の各種施策の整備・運用状況といった態勢面に着目して検証し、評価を行います。

なお、仮に法令違反が認められた場合には、違反の原因・背景を明らかにし、その経営に及ぼす影響を踏まえて、当該整備・運用状況の適切性が評価されることとなります。

(問33) 法令等遵守態勢を評価する上で、規模・特性は勘案しないのですか。

(答)

法令等遵守態勢の評価に当たっては、他の評定項目と同様に、体制(態勢)面については、金融機関の規模・特性に応じた評価を行う必要がありますが、法令等違反の事実自体は、金融機関の規模の大小等によって許容されるものではないことに留意をしつつ、当該法令等違反が金融機関の経営に与える影響、違反の発生原因・背景等も勘案して評価する必要があります。

(問34) 顧客保護等管理態勢を評価する上でのポイントは何か。

(答)

顧客保護等管理態勢の評価に当たっては、金融機関の定める具体的な顧客保護の確保、顧客の利便性の向上に係る方針等を踏まえ、①各金融機関で講じられている顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、顧客情報等管理態勢に係る各種施策が法令、金融検査マニュアル、監督指針等に照らし、適切となっているか、②こうした各種の施策が実効性を有しているか、③ ①・②に関して経営陣が適切に関与しているか、といった点がポイントになるものと考えています。

(問35) リスク管理態勢(共通)を評価する上でのポイントは何か。

(答)

1. リスク管理態勢(共通)の評価に当たっては、金融検査マニュアルの各チェック項目が、金融機関経営を行う際に、当然に行われているべきリスク管理の基本であり、特に、金融機関の経営陣が認識し、実践していくことが求められているものであること、また、リスクカテゴリー毎の検証ではとらえきれない項目も含まれていることに留意する必要があります。
2. 具体的には、リスク管理態勢(共通)チェックリスト等に基づき、その適切性の検証を行い、評価することとなりますが、その際にも、①各リスクカテゴリー

で共通して認められる問題点、②健全性等への影響から主要なリスクの管理態勢面で認められる問題点、③統合リスク管理(注)や内部監査などに係る問題点、に対し経営陣による内部統制が何処まで及んでいるかがポイントになると考えています。

(注) 現状、大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評定を行う際に勘案する事項であり、それ以外の金融機関は当該管理を行っていないことをもって評定上マイナスの要素にはなりません。

(問36) 自己資本管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

自己資本管理態勢の評価に当たっては、表面上の自己資本比率の水準のみにとらわれることなく、自己資本比率算定の正確性に重点を置くこととしています。すなわち、検査前後の自己資本比率に乖離が生じた要因・背景を十分に把握した上で、①経営陣による内部統制、②適正な自己資本比率の維持あるいは資本の効率的活用に係る明確な指針・戦略等が定められているか、が評価のポイントになると考えており、自己資本の質・量も踏まえた上で総合的に評価することとなります。

また、主要行等で統合リスク管理などの手法により、必要自己資本比率を管理している銀行に対しては、当該管理状況も評価のポイントになります。

(問37) 信用リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

信用リスク管理態勢については、①当該金融機関が有する信用リスクに対応した組織・体制の整備状況、②保有する信用リスクについて、その内容や変化に応じ、経営陣が適時適切に認識し、具体的な対応が行われているか、③当該リスクを管理する態勢が有効に機能しているか、といった点が評価のポイントになると考えています。

また、既に把握されている問題点について、当該問題点に対する改善策の状況、すなわち、改善の方向にあるか否かといった点についても、評価する上でのポイントになるものと考えています。

(問38) 資産査定管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

資産査定管理態勢については、自己査定態勢及び償却・引当態勢やリスク管理債権等の開示の適切性について評価を行うこととなります。

評価に当たっては、債務者区分の相違や償却・引当額の乖離率といった計数の結果のみをもって判断するものではなく、乖離が発生する原因となった内部管理態勢上の問題点を自己査定の検証等を通じ把握し、評価することとなります。なお、リスク管理債権等の開示に係る検証の結果、意図的に貸出条件緩和債権を減らしていると認められる場合等には、法令等遵守態勢においても評価の対象となります。

(注)関連項目 (問27)参照。

(問39) 市場関連リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

市場リスク管理態勢については、①経営陣が商品のリスク特性を適切に把握しているか、②自らの経営体力を勘案し、戦略目標やリスク管理方針と整合的なポジション枠等を設定する等、リスク特性に応じた適切な管理態勢を構築しているか、がポイントになると考えています。特に、リスク量を一定限度以内に管理する仕組み及び取引に係る相互牽制態勢が経営陣の適切な関与の下で構築、運用されているかという点が、金融機関の規模・特性にかかわらず重要なポイントになると考えています。

(問40) 流動性リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何ですか。

(答)

流動性リスク管理態勢については、①経営陣が、自らの資金繰りの逼迫度を把握し、それを踏まえた戦略目標を立てているか、という点に加え、②規模・特性に応じた実効性のあるリスク管理態勢の構築が行われているか、が重要なポイントになると考えています。いずれにしても、資金繰りの逼迫度に応じて求められるリスク管理態勢が異なることから、検査においては、まずは金融機関の資金繰りの逼迫度を把握した上で、それに即応した態勢となっているか検証を行うこととなります。

なお、市場性資金調達に対する依存度によっても、求められるリスク管理態勢は異なります。

(問41) オペレーショナル・リスク管理態勢を評価する上でのポイントは何か。

(答)

1. オペレーショナル・リスク管理態勢については、以下の諸点の検証を通じて、発生原因やその後の対応状況を踏まえ、内部管理態勢としての実効性を評価することとなります。
 - ① 内部牽制機能などオペレーショナル・リスクに係る内部管理態勢が規模や特性に応じて確立されているか。
 - ② 事務過誤等の発生原因を分析し、内部管理態勢の弱点の経営への影響度がどの程度か。
 - ③ 内部監査の有効性及び事務過誤等に対する改善状況。

2. なお、具体的な不備事例等は、内部管理態勢に弱点があることを原因として発生した事象であると考えられることから、内部管理態勢の弱点の存在を示す材料となりますが、そのことが直ちに評定段階の根拠となるわけではありません。

(以上)